

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

東御市

(都道府県: 長野県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業					
区分	結婚新生活支援					
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)					
個別事業名	東御市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続			
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	平成28	年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000				円	
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2	<p>○地域の実情及び課題 東御市の人口動態によると平成17年度をピークに人口が減少に転じており、それ以降の調査は緩やかな減少傾向、令和2年度調査ではわずかながら上昇に転じたものの依然減少が続いている。また、人口減少に加えて生涯未婚率の増加や合計特殊出生率の減少の歯止めがかからず今後も減少傾向が顕在化していくことが予測されている。</p> <p>以上の実情の中、中学生を対象とした健康教育や青年期のライフデザイン教育の実施、平成22年4月には「助産所とうみ」を開設し、思春期から結婚、出産、子育てまで切れ目ない支援体制を整えてきた。また、婚活イベントやセミナーを開催し、若者の出会いの場の創出を行ってきたほか平成28年度より当交付金の結婚新生活支援事業を活用し結婚の希望を叶える取り組みを行ってきた。</p> <p>現在「東御市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略」(令和2年3月策定)の基本目標として「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ための基本施策を明記し、官民産業協働による結婚活動支援から子育て支援に係る切れ目ない支援に取り組んでいる。しかしながら経済的理由により結婚に不安を抱える若者は結婚に踏み切れないケースが多く、出産・子育て以前の段階である結婚に対する支援が不可欠である。</p> <p>このことから結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚を希望する若者の希望を叶える取り組みを継続的に進めることにより、少子化対策を推進する。</p> <p>○個別事業の位置づけ 令和2年3月に策定の「東御市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略」により、出生率を高め、若者流出に歯止めをかけ、定住者を誘うことで人口減少の克服と活力ある地域社会を実現するため、基本目標Ⅲ「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」において以下の施策を重点的に推進することとした。</p> <p>施策①出会いの場の創出 施策②出産・子育て支援の充実 本事業については施策②に位置付けられる。</p>					
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3					
	1. 概要					
	【補助対象要件】					
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が 400万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自 基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢 が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自 基準の場合	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。					
	一般 コース	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自 基準の場合	
	都道府県 主導型 コース	29歳以下 の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自 基準の場合
		39歳以下 の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自 基準の場合
	【その他独自要件】					
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象住所が東御市内であること</li> <li>他の公的制度による家賃補助等をうけていないこと</li> <li>公的制度等において家賃の補助を受けていないこと</li> <li>夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと</li> </ul>						
2. ①申請見込み世帯数	3		世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下		世帯	左記以外		
【積算根拠】						
[新規3件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) + 継続2件 × 15万円] × 1/2(補助率) = 600千円						
・3件については過去5年間の当事業の支給実績平均を引用。新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。						
・継続補助見込 2世帯 30万円						
②継続補助の見込 対象経費支出予定額	2		世帯			
	300,000		円			
3. 広報の実施予定						
婚姻届提出窓口、東御市商工会及び東御市社会福祉協議会結婚相談窓口にチラシを配布、東御市HPに掲載。						

令和3年度  
見込世帯数 5 世帯

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率	%	1.71(2024)	1.41(令和2年度)
		18歳未満の子どもを育てている世帯数	世帯	2,663(2024)	2,546(令和2年度)
		婚姻件数	件	125(2024)	99(令和2年度)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
		合計特殊出生率	%	1.41(令和2年度)	
		婚姻件数	件	99(令和2年度)	
		婚姻率	%	3.3(令和2年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
		支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	100
		結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
		結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長野県公共施設等でのチラシの設置を行うとともに、県HPでの広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	東御市商工会及び東御市社会福祉協議会結婚相談窓口でのチラシ設置及び配布に協力を依頼するとともに、県HPでの広報を行う。				
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載					
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。